

上三川町小規模工事等契約希望者登録について

1 . 小規模工事等契約希望者登録制度について

上三川町が発注する工事を受注するためには、原則として町の入札参加有資格を受けていることが必要ですが、この制度は、小規模で簡易な工事（修繕等）に限り、入札参加有資格を受けていなくても施工を希望する方（法人・個人）を業者選定の対象として登録することにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。

小規模工事等の範囲は、町が発注する小規模な建設工事や修繕のうち、1件の契約金額が30万円未満のもので、その内容が軽易で容易なものです。

該当する工事が、かならず あるわけではありません。

契約方法は、原則として複数の業者での見積り合わせにより、最低価格の見積書を提出した方と契約することになります。

受注した工事・修繕は、自ら履行することを原則とし、町があらかじめ認め
た場合以外の下請負はできませんので、必ず自ら施工できる範囲（最大3業種）
で登録してください。

2 . 登録できる方・登録できない方

（登録できる方）

法人（株式会社・有限会社等）の場合は、上三川町に主たる事業所（本社、本店）個人の場合は上三川町に住所を置いて、建設業を営んでいる方が登録できます。次の（登録できない方）に該当しなければ登録が可能です。

建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。

(登録できない方)

法人の場合は、上三川町に主たる事業所（本社、本店）を置いてない方

個人の場合は、上三川町に住所（住所登録）をしてしない方

契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方

入札参加有資格者名簿（建設工事）に登録されている方

(物品・役務のみに登録されている方は、登録ができません。)

希望する業種を施工するために必要な資格や免許等を有しない方

例：電気工事における電気工事士等

町税（法人の場合は法人町民税、個人の場合は町県民税）を滞納している方

上三川町暴力団排除条例第2条第3号から第5号に規定される方、または
上三川町暴力団排除条例施行規則第2条に規定される方

3 . 登録できる業種

登録できる業種は3業種（小分類）までです。

(別表「小規模工事等の具体例」を参照してください。)

「上三川町指定給水装置工事業者」及び「上三川町排水設備指定工事店」の指定を受けている方は、登録の必要はありません。(他の業種も希望する場合は、その業種を申請してください。)

4 . 登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書に次に掲げる書類を添付し総務課管財係へ提出してください。

申請書は総務課管財係にて配付します。また、町ホームページよりダウンロードすることもできます。

添付書類

法人町民税（個人町県民税）閲覧同意書（無料）

または

町税の完納証明書（有料：申請時で3ヶ月以内のもの・写し可）

のいずれか

希望する業種を施工するために資格や免許が必要な場合は、それを証明する書類の写し（該当する場合のみ）

その他、特に必要と認められる場合、必要な書類（通常は該当しません）

5 . 登録の受付及び有効期間

登録申請は平成29年3月23日から随時受付します。（土・日曜日・祝日を除く）

登録の有効期間は次の通りです。

平成29年4月1日より前に登録された場合

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

平成29年4月1日以降に登録された場合

登録された日から平成32年3月31日まで

登録有効期間：平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

6 . 登録事項の変更等

登録申請した後で、申請事項に変更が生じた場合、または休業や廃業した場合は、登録変更・廃止届を速やかに総務課管財係に提出してください。

7 . 登録の取り消し

登録名簿に登録されている方が、次のいずれかに該当した場合は、登録が取り消されますので、ご注意ください。

2 . 登録できる方・登録できない方 の（登録できない方）に該当すること

になった場合

例：町外に移転した 等

倒産または破産した場合

関係法令に違反する行為を行うなど不正、または不誠実な行為があった場合

8 . そ の 他

登録申請をして審査を経た方は登録名簿に登録され、町が発注する小規模工事等の指名業者選定の対象となります。しかし、登録名簿に登録されても指名や契約を約束するものではありません。

問い合わせ・登録受付先

上三川町 総務課 管財係
(上三川町役場2階)

TEL0285(56)9114 FAX0285(56)6868
<http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp>